

あなたとあなたのご家族にとって
大切な制度のご案内です
必ず内容をご確認ください

ほくほくフィナンシャルグループ
Bグループ保険



株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
人事部給与厚生チーム



【注意喚起情報】・【契約概要】はP5～8に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、お申込みください。

申込締切日

令和5年4月14日(金)

責任開始期
(加入日)

令和5年8月1日(火)

1 はじめに

◎マークについて 本パンフレットを読み進める上で、特に注意が必要な事項などについて、以下のマークを付けています。
! 保険金や給付金をお支払いできないことがあります。特にご注意ください。 P.5 表示しているページ(左の例では5ページ)の内容もあわせてご確認ください。

人によって、ライフステージによって、必要な保障内容や保障額は異なります。

家族構成や年齢によって、必要な保障内容や保障額は異なります。

また、一度準備した保障も、ライフステージに応じて見直しが必要です。

本制度では、様々なケースで必要になる保障を準備するため、目的別に商品をご用意いたしました。

1年毎ご案内いたしますので、その時の変化にあわせて保障内容の変更も可能です。

まずは下記に各商品の概要と特長をご案内いたします。是非ご確認ください。(商品の具体的な保障内容は、各商品のページをご覧ください。)



安心して暮らしていく
ために家族そろって
保障を充実

- 自分に万一のとき、妻子の生活費や住居費、子どもの教育費など、大きな資金が必要になることを考えて、充実した保障を確保。



残された家族のこと
も考えて保障を確保

- いまは保険より貯蓄に重点をおきたい。
- ただし、自分に万一のときに残された家族へのごせる保障を、と考えた。

商品の名称	商品の特長	ご加入いただける方			
死亡 高度障害  基本保障 年金払特約付こども特約付団体定期保険【生命保険】	P.9	<ul style="list-style-type: none">○死亡、所定の高度障害を保障します。○保険金を一時金または年金で受け取ることができます。○配当金があります。(1年毎に収支計算を行い、剰余金が生じた場合)	 本人 本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6ヶ月を超え44歳6ヶ月(役員は70歳6ヶ月)までの方(継続は70歳6ヶ月までの方) [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者・子どもの保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	 配偶者 17歳6ヶ月を超えて44歳6ヶ月までの方(継続は65歳6ヶ月までの方) [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	 こども 2歳6ヶ月を超えて22歳6ヶ月までの方注* [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]
入院 手術  医療プラン(Ⅱ型) 疾病入院特約(2001)付代理請求特約[Y]付 集団月掛無配当定期保険(Ⅱ型)【生命保険】	P.11	<ul style="list-style-type: none">○病気による継続して5日以上の入院、所定の手術などを保障します。○三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院は、支払日数無制限です。	 本人 本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6ヶ月を超え60歳6ヶ月までの方 ※基本保障への加入が条件です。 [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	 配偶者 17歳6ヶ月を超えて60歳6ヶ月までの方 ※基本保障への加入が条件です。 [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	(ご加入いただけません)
三大疾病 等・介護  オプション補償 医療保険【損害保険】	P.13	<ul style="list-style-type: none">○三大疾病・所定の生活習慣病・女性疾患の場合、上乗せして保障します。○所定の要介護状態になった場合、一時金を給付します。	 本人 本体及び関連会社の役員及び職員、嘱託で、17歳6ヶ月を超え60歳6ヶ月までの方 ※医療プラン(Ⅱ型)への加入が条件です。 [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。 配偶者の保険金額は、本人と同額以下でお申し込みください。]	 本人・配偶者の親 17歳6ヶ月を超えて60歳6ヶ月までの方 ※医療プラン(Ⅱ型)への加入が条件です。 [年齢は令和5年8月1日現在の満年齢です。]	(ご加入いただけません)

【その他ご加入にあたっての注意事項】

- 配偶者・子どもについては、本人の加入が条件です。(配偶者・子どものみの加入はできません。)
- 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもも同時に脱退となります。また、本人が死亡した場合も、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同内容にて加入となります。
- オプション補償のみのご加入はできません。医療プラン(Ⅱ型)と同額にてご加入ください。
- 親介護(オプション補償)について、親のみのご加入はできません。本人の親は本人のオプション補償とセットで、配偶者の親は配偶者のオプション補償とセットでご加入ください。

注★：本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。

!
ご加入いただくには告知内容に該当することが必要です。

申込書および本パンフレット「注意喚起情報」の告知内容を必ずご確認ください。 P.6

◎見出しについて
本パンフレットは全ページを通して、右部にコンテンツマップをご用意しています。
制度の全体像やご覧になっている項目の確認などにご利用ください。

はじめに
本制度の特長と本パンフレットについての説明

制度の概要

注意喚起情報・契約概要
重要です
必ずお読みください

基本保障
ポイントと、保障内容の説明

医療プラン(Ⅱ型)
ポイントと、保障内容の説明

オプション補償
ポイントと、保障内容の説明

ご注意いただきたいこと
お申し込みの際に、充分にご確認いただきたい内容について

②制度の概要

制度の趣旨

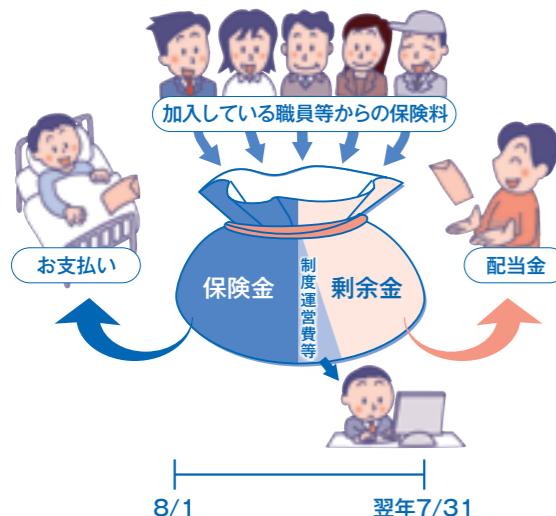
ほくほくフィナンシャルグループおよびその関連会社の役員及び職員、嘱託のみなさん方に万一のこと（死亡）があった場合、残されたご家族は大きな支えを失うことになり、精神的にも経済的にも従来の安定した生活を送ることは困難となります。

この場合、「公的遺族年金」が支給されますが、当座の生活はできるものの、その額は必ずしもほくほくフィナンシャルグループおよびその関連会社の役員及び職員、嘱託のみなさんが生存中の生活水準を望めるものではありません。

このような背景を踏まえ、人事部給与厚生チームでは、公的遺族年金を補完することを目的とした遺族年金として、残されたご家族が生活費や子どもの教育費を確保することができるよう、「ほくほくフィナンシャルグループBグループ保険」を実施しています。

Bグループ保険「基本保障」制度のしくみ

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。



Bグループ保険「基本保障」の昨年度の平均配当実績 22.981%

- 配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
- 配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
- 配当率は各年代の危険率に応じて計算されますので、年代によって異なります。

ほくほくフィナンシャルグループBグループ保険「基本保障」の特長

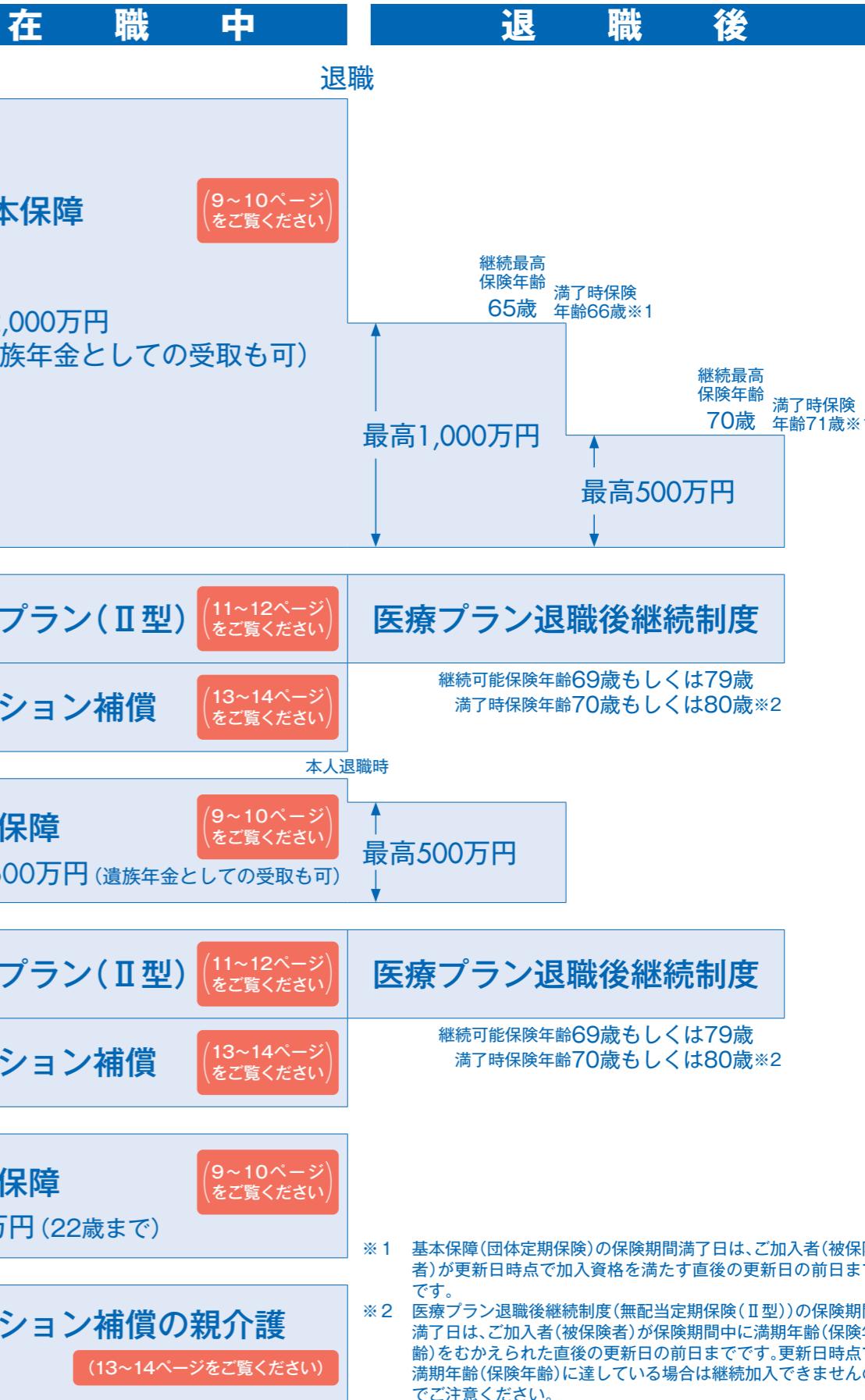
- 本人退職後、配偶者も65歳まで継続加入できます。(本人70歳)
- 医療プラン(Ⅱ型)をセットすることにより病気入院・手術等へも対応できます。
- 年齢別配当金還付方式により、若年層ほど実質的な負担は軽減されます。
(ただし、1年ごとに収支計算を行い剩余金が生じた場合に限ります。医療プラン(Ⅱ型)、オプション補償には配当金はありません。)

ご注意——退職後の継続加入について（基本保障・医療プラン(Ⅱ型)）

退職後の継続加入は、この保険に満44歳6ヶ月までに加入し、退職時まで継続加入していることが条件です。
※退職後の新規加入は出来ません。

ほくほくフィナンシャルグループ Bグループ保険

本人
配偶者
こども
偶本人・
偶本人の親配



※記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。

※退職後継続加入には条件がありますので、詳細につきましては、人事部給与厚生チームにお問い合わせください。

※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容(販売休止を含む)を変更させていただく可能性があります。

③ 注意喚起情報・契約概要

注意喚起情報

このページは、ご加入にあたり特にご注意いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 保険金・給付金がお支払いできない主な場合について

! 保険会社に保険金・給付金を請求された方のうち、お支払いできなかった代表的なケースをご紹介します。

高度障害保険金の事例

約款に定める「高度障害の状態」に該当しない障害のとき

- 障害状態が回復の見込みがある場合は、高度障害保険金をお支払いできません。高度障害保険金の支払い対象となる約款所定の「高度障害状態」は身体障害者福祉法等に定める1級の障害状態等とは異なります。
- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを直接の原因とする場合も、原則として高度障害保険金をお支払いできません。

入院給付金(保険金)の事例

責任開始期(加入日)前の発病・ケガにより入院した場合

- 責任開始期(加入日)前に発生した病気やケガを原因とする場合は、原則として入院給付金(保険金)をお支払いできません。

責任開始期(加入日)

病気・ケガ

入院



お支払対象外

解除・免責

告知義務違反のため、ご契約が解除となったとき

- 約款に定める「解除・免責」項目に該当する場合は、保険金・給付金をお支払いできません。また、すでにお払い込みいただいた保険料もお返しきりません。「解除・免責」項目には、たとえば、以下の項目があります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となったとき
 - 責任開始期(加入日)から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺したときなど

保険金・給付金のお支払いに関する詳細は参考ページをご確認ください。P.15

2 告知内容について



- ◎現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。
- ◎申込書兼告知書で引受保険会社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。
- ◎正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金・給付金などをお支払いできないこともあります。

告知内容をご確認ください。

ご加入いただける方の詳細につきましては「はじめに」P.1をご参照ください。

Step1 まずは「申込日(告知日)現在」の就業状態、健康状態が以下のとおりであることをご確認ください。

現在の就業状態

本 人

- 病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
- 注「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

現在の健康状態

配偶者・こども・[本人・配偶者の親]

- 医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
- 注①「治療」には、指示・指導を含みます。
- ②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

Step2 つぎに、加入する商品ごとに過去の傷病歴が以下のとおりであることをご確認ください。

本人・配偶者・こども

基本保障

過去12カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去12カ月以内に、別表①記載の病気により連続して14日以上の入院をしたことはありません。

医療プラン(Ⅱ型) オプション補償

過去3カ月以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去3カ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。
- 注検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【別表①】

がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

本人・配偶者の親

親介護

今までの健康状態

- 公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

過去5年以内の健康状態

- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に、別表②記載の病気で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。
- 申込日(告知日)より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【別表②】

心筋こうそく、脳卒中(脳出血、脳こうそく、くも膜下出血)、認知症、アルツハイマー病、バーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

<基本保障・医療プラン(Ⅱ型)の場合>

- 企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込み(新規加入・増額)ください。

<医療プラン(Ⅱ型)の場合>

- 引受保険会社と既に別の保険契約がある場合、その保険金額、保険種類等によっては、お申込後、ご加入をお断りする場合があります。

告知内容に関するお問い合わせ【生命保険・損害保険 共通】

明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口 0120-661-320

受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9:00～17:00

3 責任開始期（加入日）について

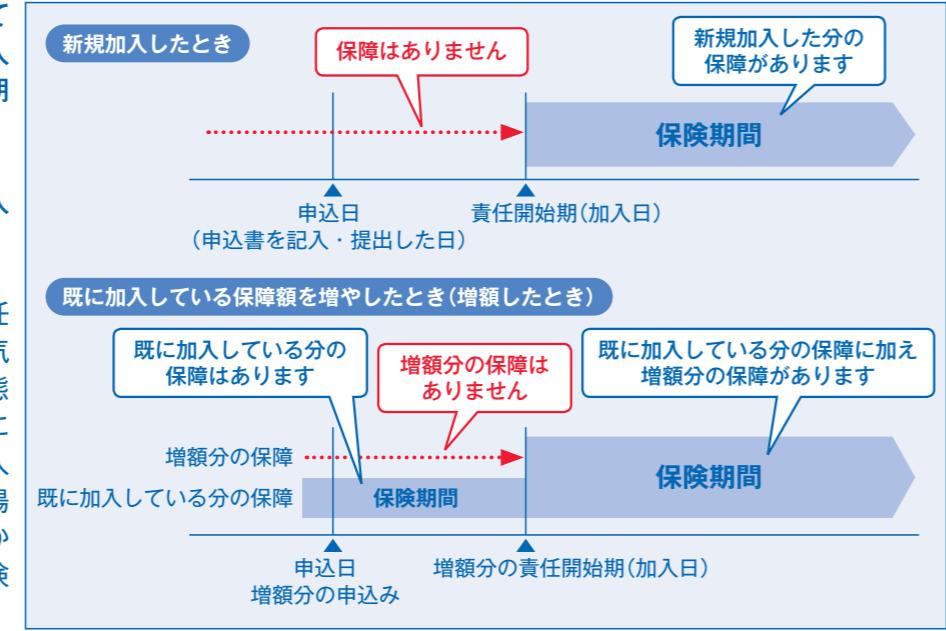
お申込みいただいた保障が初めて開始する時点を責任開始期（加入日）といい、右記の通り、責任開始期（加入日）は申込日（申込書を記入・提出した日）とは異なります。

なお、この保険の責任開始期（加入日）は、表紙に記載しています。

高度障害保険金・給付金等は、責任開始期（加入日）以後に生じた病気やケガにより所定の高度障害状態になられた（入院をされた）ときにお支払いします。責任開始期（加入日）前の病気やケガを原因とする場合には、告知内容に該当しているかどうかに関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。

<基本保障・医療プラン（II型）の場合>

◎ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社がご加入を承諾した場合に、表紙に記載の責任開始期（加入日）からご契約上の責任を負います。契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権はありません。



4 保険金・給付金の請求について

◎保険金・給付金などのご請求は、団体（契約者）経由で行っていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに団体窓口にご連絡ください。

お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金などをお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本パンフレットにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。

◎保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◎被保険者の遺言により死亡保険金（給付金）受取人を変更することはできません。

◎死亡保険金（給付金）受取人の変更是、契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金（給付金）をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金（給付金）をお支払いいたしません。

5 その他の注意事項

◎お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、企業・団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日）前のお申し込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口までお問い合わせください。

◎ご照会・ご相談窓口等

●指定紛争解決機関

この制度に係る指定紛争解決機関は、一般社団法人生命保険協会（生命保険）・一般社団法人日本損害保険協会（損害保険）です。

●生命保険契約者保護機構・損害保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（生命保険）・損害保険契約者保護機構（損害保険）に加入しています。

上記、および制度内容等に関するご照会先・ご相談先および詳細は、参照ページをご確認ください。 

告知に関してのご照会先は、参照ページをご確認ください。 

契約概要

このページは、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい点を記載しております。ご加入の前に、必ずお読みください。また、詳細につきましては、本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。

1 商品の仕組み

この保険は、企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を契約者として運営する保険商品です。保障の期間は1年で、一度加入されると毎年1年毎に加入内容を更新いただけます。また、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも更新により一定の年齢まで前年度と同じ保険金額以下で継続してご加入いただくことができます。

なお、加入した次年度以降、更新の際に保険金額・給付金額や受取人等の変更など、お客さまからのお申し出がない場合は、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出しますので、前年度と比べ変更になることがあります。

2 主な保障の内容（保険金や給付金をお支払いする主な場合）や保険料

◎主な保障内容

保障内容（保険金額・給付金額、付加された特約）は、本パンフレットの該当ページをご覧ください。

 基本保障  医療プラン（II型）  オプション補償 

※引受保険会社の職員または引受保険会社で委託した確認担当者が、保険金・給付金等のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

◎保険料【控除方法】

保険料は毎月の給与から控除します。（初回は8月分から）

3 配当金

◎配当金の対象となる商品（下記以外の保険は無配当保険ですので、配当金はありません。）

 基本保障

基本保障は、1年毎に収支計算を行い、剩余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

4 脱退による返れい金、満期返れい金

この制度の商品には、脱退による返れい金や満期返れい金はありません。

5 引受保険会社

明治安田生命保険相互会社 本社：東京都千代田区丸の内2-1-1
明治安田損害保険株式会社 本社：東京都千代田区神田司町2-11-1

[Basic Coverage]

明治安田生命保険相互会社（事務幹事） 日本生命保険相互会社
第一生命保険株式会社 住友生命保険相互会社 東京海上日動あんしん生命保険株式会社

上記保険契約は共同取扱契約であり、明治安田生命保険相互会社は他の各引受保険会社の委任を受けて事務を行います。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお引受保険会社等は変更されることがあります。

[Medical Plan (II Type)]

明治安田生命保険相互会社

[Optional Compensation]

明治安田損害保険株式会社

4 基本保障

【保険期間】令和5年8月1日(火)～令和6年7月31日(水)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)・保険料

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を年金として受け取ることができます。
- 一時金でのお受け取りも可能です。
- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合、配当金として還付いたします。

本人

申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)
2,000	2,000	9,800
1,500	1,500	7,350
1,200	1,200	5,880
1,000	1,000	4,900
900	900	4,410
800	800	3,920
600	600	2,940
500	500	2,450
300	300	1,470

・保険料は年齢に関係ありません。
・脱退した場合、既に払い込まれた保険料に対応する期間まで保障が継続します。

年金の取り扱いについて

・年払特約により、保険金を年金で受け取る場合の基となるお金(保険金額)のことを年金原資といいます。
・この保険における年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取のいずれかで、年金額が年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。なお、その他年金払特約の取り扱いは協定書に定められています。

配偶者

申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (年金原資) (万円)	月払保険料(円)
600	600	2,940
500	500	2,450
300	300	1,470

・保険料は年齢に関係ありません。

こども

申込金額(万円)	死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 (万円)	月払保険料(円)
300	300	210

意向確認【ご加入前のご確認】

基本保障は、死亡または所定の高度障害状態となった場合の保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険金のお支払いに関するご注意



- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合にお支払いします。死亡保険金の受取人は被保険者が指定した方、子どもの場合は主契約の被保険者です。
- 高度障害保険金は、加入日以後に発生した傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。高度障害保険金の受取人は、被保険者本人です。
※本人について定められた高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもについても同時に脱退となります。
- 高度障害状態とは、身体障害の程度が次の1項目に該当する場合をいいます。
 - ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの**「常に介護を要するもの」とは食物の摂取・排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- ④両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑤両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.15

つぎの場合には、保険金のお支払いはできません。



- 以下のような場合には、保険金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。
- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対する部分が、以下の通りであるとき
 - 告知義務違反により解除となったとき
 - 詐欺の行為を原因として取消しとなったとき
 - 保険金の不法取得目的があつて無効となったとき
 - 重大事由に該当し解除となったとき
 - 死亡保険金について
 - 契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - 被保険者が加入日から1年内に自殺したとき(増額はその増額部分について)
 - 高度障害保険金について
 - 契約者、高度障害保険金受取人、被保険者の故意によるとき

そのほかにも死亡保険金・高度障害保険金等のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。P.15

基本保障

P.15

P.15

⑤ 医療プラン(Ⅱ型)

【保険期間】令和5年8月1日(火)~令和6年7月31日(水)



加入対象者



保障内容等(契約概要部分)

- 病気で継続して5日以上入院した場合、入院給付金を5日目からお支払いします。
- 三大疾病(がん・上皮内がん、急性心筋梗塞、脳卒中)による入院の場合は、お支払日数の限度はありません。
- 所定の手術や集中治療室管理を受けられたときにも、それぞれ給付金をお支払いします。

【疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円】

保障内容	本人・配偶者			
	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
病気で継続して5日以上入院のとき 【入院給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	日額 4,000円 ×(入院日数-4日)	日額 3,000円 ×(入院日数-4日)	日額 2,000円 ×(入院日数-4日)	日額 1,000円 ×(入院日数-4日)
所定の集中治療室管理を受けられたとき 【集中治療給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	日額 4,000円 ×集中治療室管理日数	日額 3,000円 ×集中治療室管理日数	日額 2,000円 ×集中治療室管理日数	日額 1,000円 ×集中治療室管理日数
災害や病気で所定の手術を受けられたとき 【手術給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	手術の種類に応じて 4・8・16万円	手術の種類に応じて 3・6・12万円	手術の種類に応じて 2・4・8万円	手術の種類に応じて 1・2・4万円
給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院したとき 【手術後療養給付金】 ※疾病入院特約(2001)より	1回の手術につき 4万円	1回の手術につき 3万円	1回の手術につき 2万円	1回の手術につき 1万円
死亡・高度障害のとき 【死亡・高度障害保険金】 ※無配当定期保険(Ⅱ型)より	50万円	37.5万円	25万円	12.5万円

保険金・給付金のお支払いに関するご注意



保険金・給付金のお支払いには、主に以下のよう支払要件や制限事項があります。

- 死亡保険金は保険期間中に死亡した場合に、高度障害保険金は加入日以後に発生した傷害または疾病により保険期間中に所定の高度障害状態になった場合にお支払いします。
- 入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金のお支払いは、加入日以後に発生した不慮の事故または発病した疾病を原因とする場合に限ります。
- 各給付金のお支払限度は以下の通りです。

給付金名	お支払限度日数・回数		備考
	通算		
入院給付金(疾病)	1回の入院につき 120日	1,095日	三大疾病の治療を目的とする入院の場合はお支払日数の限度はありません。
集中治療給付金	—	120日	集中治療給付金をお支払いする日数を通算して120日が限度です。
手術給付金	—	—	お支払回数には限度はありません。
手術後療養給付金	—	—	

入院については、参照ページの【入院について】の項目をご覧ください。 P.16

- 疾病の発生(発病)には、疾病的症状を自覚または認識した時や、医師の診察や健康診断等において異常な指摘を受けた時も含まれます。
- 保険金・給付金の受取人は次の通りです。

死亡保険金: 被保険者が指定した方

高度障害保険金および各給付金: 被保険者

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.16

意向確認【ご加入前のご確認】

医療プラン(Ⅱ型)は、病気による入院・手術等に対する保障の確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたっては、【注意喚起情報】・【契約概要】・本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・給付金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

約款規定については受取保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

保険料

記載の保険料は本パンフレット作成時点で算出したものであり、適用される保険料は記載の保険料と異なる場合があります。また、今後の基礎率などの改定により保険料は改定されることがあります。

◎月額保険料 <保険期間1年、集団月掛扱月払>

[疾病入院特約(2001)、入院給付金日額4,000円・3,000円・2,000円・1,000円]

年齢【保険年齢】 (生年月日)	本人・配偶者				女性			
	男性		女性		男性		女性	
18 ~ 20歳(H15.2.2 ~ H18.2.1)	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円	4,000円	3,000円	2,000円	1,000円
21 ~ 25歳(H10.2.2 ~ H15.2.1)	1,144円	858円	572円	286円	1,124円	843円	562円	281円
26 ~ 30歳(H5.2.2 ~ H10.2.1)	1,208円	906円	604円	302円	1,192円	894円	596円	298円
31 ~ 35歳(S6.3.2.2 ~ H5.2.1)	1,264円	948円	632円	316円	1,252円	939円	626円	313円
36 ~ 40歳(S5.8.2.2 ~ S6.3.2.1)	1,336円	1,002円	668円	334円	1,324円	993円	662円	331円
41 ~ 45歳(S5.3.2.2 ~ S5.8.2.1)	1,468円	1,101円	734円	367円	1,440円	1,080円	720円	360円
46 ~ 50歳(S4.8.2.2 ~ S5.3.2.1)	1,796円	1,347円	898円	449円	1,760円	1,320円	880円	440円
51 ~ 55歳(S4.3.2.2 ~ S4.8.2.1)	2,044円	1,533円	1,022円	511円	1,972円	1,479円	986円	493円
56 ~ 60歳(S3.8.2.2 ~ S4.3.2.1)	2,444円	1,833円	1,222円	611円	2,308円	1,731円	1,154円	577円

・記載の年齢は保険年齢で、満年齢とは異なります。該当する年齢区分は生年月日でご確認ください。加入できる年齢範囲は「はじめに」の「ご加入いただける方」をご確認ください。更新時に該当する年齢区分が変わった場合、保険料は前年度と変わります。

医療
プラン
(Ⅱ型)

つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。



以下のような場合には、保険金・給付金がお支払いできません。いただいた保険料もお返しできないことがあります。

- ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が、以下の通りであるとき
 - ・告知義務違反により解除となったとき
 - ・詐欺の行為を原因として取消しなったとき
 - ・保険金・給付金の不法取得目的があって無効となったとき
 - ・重大事由に該当し解除となったとき
- 死亡保険金について
 - ・契約者、死亡保険金受取人の故意によるとき
 - ・被保険者が加入日から3年以内に自殺したとき
- 高度障害保険金について
 - ・被保険者の自殺行為または犯罪行為によるとき
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 入院給付金・集中治療給付金・手術給付金・手術後療養給付金について
 - ・契約者、被保険者の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき

そのほかにも保険金・給付金のお支払いに関する細かい規定がございます。参照ページをご確認ください。 P.15

P.15

個人情報に関するご注意

契約者と引受保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する保険会社(共同取扱会社、取扱代理店を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用(注し)、また、必要に応じて、契約者、他の保険会社、再保険会社および取扱代理店に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、引受保険会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(明治安田生命保険相互会社 : <https://www.meijiyasuda.co.jp/> 明治安田損害保険株式会社 : <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp>)をご参照ください。

一死亡保険金(給付金)受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意ください

指定された死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金(給付金)受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

お申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。既にご加入の方で、申込書の提出がない場合は、自動更新として取り扱います。

お問い合わせ先

◎制度内容に関するお問い合わせ

堤商事株式会社

076-431-8311

〒930-0085 富山市丸の内1-8-10(富山丸の内ビル3階)

◎その他お問い合わせ

明治安田生命保険相互会社 富山支社法務

076-432-2471

〒930-0007 富山市宝町1-3-10明治安田生命富山ビル11階